

# The Women's Studies Association of Japan

## 学会ニュース 日本女性学会

第47号 1991年8月

発行 日本女性学会  
事務局 東京都文京区弥生2-4-16  
日本学会事務センター気付  
TEL 03-3817-5801  
郵便振替 東京 8-49189  
銀行口座 住友銀行日本橋支店(普)451169  
頒 価 一部300円

### 1991年春季大会 報告

#### ——1991/6/15～16 東京女子大学にて——

春季大会のシンポジウム「均等法5年—女性働きやすくなったか」は、経済・労働・法律の各分野からパネリストを招き、現状とその問題点を探った。

##### 新たな論理の構築に向けて

##### ——司会者の一人として

小松満貴子

均等法推進月刊である6月、総務庁の行政監察結果が新聞にでた翌日にこのテーマで公開シンポジウムを開いたのはタイムリィであった。報道関係の取材もあったようだが、記事に主催者名もなかったのは、私たちがプレスへのPRをあまり意識していなかったせいもあるかも知れない。

均等法施行後、企業がさまざまな対応をせまられるなかで問題点が明らかになってきた。改正も検討されている現在、日本女性学会から今後の改正に向けて提言がだせればとひそかに考えていたのであるが、それどころではなかった。これは私が学会メンバーの関心の在処をよく把握できなかったためである。つまりパート、派遣労働など多様化と今後の課題に論点をしぼることは無理があったと思われる。しかし、記録テープを改めて聞いてみてパネリストの方々それぞれに当方の要望によく答えて頂いたと思う。

参加者の質問は企業社会にみられる家父長制的雇用慣行とフェミニズムの相克に集まり女性問題は男性問題であることを誰もが認識したであろう。また、ここでは女性労働の単なる活用などにおわるのではなく、あらゆる人々のノーマライゼーションのプロセスとして女性の働く権利と男性の養育権がとらえられたのは女性学会ならばこそである。男女が共に働き、共に子どもを育て、自らの労働力の再生産を自らするのは当然とする論理の構築に向けて、日本女性学会はさらにこの日の問題意識を継続的にとりあげていくことがのぞまれる。

##### マクロ経済からみた均等法の位置づけ

篠塚 英子(お茶の水女子大学)

均等法が施行されて、5年が経過した。この雇用平等という新しい思想が日本の経営に定着するには、まだ5年という年月では足りないであろう。しかし、この5年という年月は、着実に日本経済を大きく変えたのである。そして、そのマクロ経済の変化は、女性労働にも大

きな影響を与えつつある。特に大卒女子や短大女子の就職率が上昇したこと、キャリア女性の昇進の道が開けたことは均等法の成果といえよう。しかし、これまで縮小してきた男女間賃金格差が5年目に入り、全学歴計でも、高学歴層でも拡大するという逆戻り現象が現れたことは、危険な兆候である。

この5年の変化のスタートは、1985年9月のプラザ合意以降のドル安、円高に求められよう。戦後一貫して日本経済はアメリカ経済と切っても切れない関係で歩んできた。その日米経済のPowerが逆転したのである。日本では、まず円高不況が危惧されたが、みごとに立ち直り、円高好況に転じた。他方、アメリカの経済力は双子の赤字に明るさが見えないまま、現在に至っている。

日本経済は、アメリカの経済が回復しない限り、常に日米経済摩擦が頭上にあり、経済のかじ取りは容易でない。この対外関係に加えて、国内での決定的な問題は、労働力不足が本格化しそうな点である。1995年、あと4年後には生産年齢人口がピークとなり、以降減少に転ずる。企業の基本は良質の労働力にあり、絶対的な労働力不足は企業の死活問題である。そこで、突如として、女性労働の活用が高年齢労働者の活用と並んで浮上した。

このような流れの中で均等法を考えてみると、均等法のスタート時とはまったく違う、女性にとっての追い風ともいえる状況が今、起きようとしているといえよう。その追い風の中で、女性をいかに戦力にしていこうかという目標の下で、均等法の効力がようやくあらわれてくる。5年前の時点では、おそらくそれ以前の経営哲学を大きく変える必要もなかったであろう。男性と同じ働き方をする女性だけを対象に、均等法をクリアするという形で、女性を採用してきたにすぎなかった。

しかし、現状は明らかに違う。これまでが男の働き方に合わせて女性を採用するための均等法であったのに対して、これからは、女の働き方を守っていくための手段として均等法が生きてくるのではないだろうか。育児休業法の成立などは、労働・家庭・地域といった生活を楽しむスタイルを確立する延長線で考えることが出来る。

日本の経営哲学は「効率主義」から脱して「公正」の

原理に移ってゆかざるをえない時代になってきた。現在おきている環境保護運動の高まり、家庭を見直そうとする動き、フィランソロフィ（企業の福祉活動）などは、効率一辺倒の社会を否定しているといえる。その結果、男性が中心となっていた日本的雇用慣行（終身雇用・年功賃金・企業別組合）は崩れていかざるをえないであろう。

## 女性労働の現場から

志賀 寛子（全国銀行労働問題研究所）

### 1. 均等法の評価

少なくとも労働現場で働く女性労働者の側からいうと、均等法の制定後の女性労働をめぐる環境は、必ずしも改善されたとはいえず、むしろ、働きにくくなったというのが実感であろう。

### 2. 均等法後の職場・女性をめぐる状況の変化

①雇用形態の多様化、分極化が進行した。あらゆる産業でパートタイマー、派遣労働者、契約社員などの非正規雇用労働者が増加し、いまや欠くべからざる労働力となってきている。しかし女子労働者の三分の一以上が、正規雇用労働者に比べてはるかに低賃金で身分も不安定な雇用形態におかれている現状は問題である。

②処遇体系が細分化し、女性差別構造の再編成が進行している。職種（コース）の違いにより、それぞれコース別に異なる雇用管理を行う「複線型雇用管理（コース別雇用管理）」を導入する企業が増加。企業は、職種（コース）の違いで異なる処遇体系、雇用管理を行うのは差別には当たらない、としている。しかし実態は、役職昇進の可能性をもつ総合職・基幹職に採用される女性は極めて少数で、大部分の女性は、昇格・昇級が途中でストップする一般職・補助職である。これは女性差別構造の再編成に他ならない。

③賃金の男女間格差は依然として大きく、格差縮小は足ふみ状態にある。その主要な要因は①で指摘したような非正規・低賃金女子労働者の増加である。一方、職能給、コース別賃金の導入企業が増え、同一職種間の賃金格差は多少縮小した一方で、男女間及び女性間の格差も拡大している。

④均等法施行に伴う労基法の女子保護規定の一部緩和措置で、女性労働者も長時間労働の渦中に巻き込まれ、働きつづけることの困難さ、健康不安が増大している。

⑤均等法施行後の男性側の意識の変化はきわめて遅々としたものである。労働組合の役員構成も依然として男性が圧倒的多数を占め、平等実現への積極的な取り組みは不十分。その点ではむしろ企業の方が敏感。

### 3. 平等実現のための課題

①均等法をより実効あらしめるための見直しが急務。禁止規定、罰則の強化、強制力をもった苦情処理機関の設立、アフターマティバアクションなどを早急に導入する必要がある。

②職場の変革が必要。男性を含め、現在の働き方の質を問い直さないかぎり、真の平等実現はありえない。「24時間働けますか」の労働生活から、「仕事も家庭も地域生

活も」のバランスのとれた労働生活への変革を。

③平等実現のための労働組合の積極的な取り組みを求めたい。そのためにはまず、男性組合員に対する啓蒙活動が必要。また女性の格級機関への積極的登用と活動スタイルの改善を求めたい。

④多様な形態の働き方があってよい。要は労働者一人ひとりが主体的な生き方・働き方を選択できる経済的・社会的環境整備と、男女労働者の意識変革が必要である。

## 均等法5年の現状と課題

中島 通子（弁護士）

均等法制定後、働く女性の増加は著しいが、増加分の中心はパートタイマーであり、M字型雇用も維持され、賃金の男女格差は縮小していない。四年制大卒女子の採用も増えているが、男女不問求人によるものは43.5%にすぎず、ジョブ・セグリゲーションの解消は進んでいない。昇進に至っては、女性部長相当職1.2%、同課長相当職2.1%という実態で、しかも女性管理職の大半は独身あるいは既婚でも子どもはいない。女性の「働きやすさ」や「働きがい」という点では、労基法的女性保護緩和とコース別雇用などにより、全体的にみてマイナスがプラスを上まわると評価せざるを得ない。新たに問題として見え始めたセクシャル・ハラスメントも、女性の労働を妨げるものである。

この間日本的雇用慣行に守られた内部労働市場は縮小しつつも中枢を担い、これを支える外部労働市場は拡大して、労働市場の二重構造は再編成されている。日本的雇用慣行は変容しながら維持され、女性の大半はその外側で、低賃金、不安定労働力として働いている。

男性の側についてみると、イメージアップを図る企業の変化に比較しても、男性労働者や労働組合の変化はきわめて小さい。

以上の変化は均等法制定時予想されたものであり、人手不足などその後の要因は、予想された事態の進行を加速したと考える。

今後ますます増加する働く女性の「働きやすさ」や「働きがい」のために何が必要か。

第一に均等法や労基法の見直し、パート労働法、アフターマティバアクションなど法制度上の措置が求められる。しかし、強い法律ができて、それを生かして現実を変えようとする人びとが増えなければ、何も変わらない。今職場の男女平等を妨げているものは、均等法の弱さである以上に、女の「働きやすさ」と「働きがい」が両立しない労働実態、「女の働き方」と「男の働き方」の大きな落差、すなわち性別役割分業システムである。

かつて均等法とセットにされた労基法改正をめぐって、「保護か平等か」と激しく論争された。「平等派」は保護切り捨て論を、「保護派」は平等不要論を唱えたが、私たちは「男女とも保護によって平等を」と主張した。男も家事育児（再生産労働）を担える労働条件の確保によって初めて職場の男女平等は実現するが、これも法律で決めるだけでなく、現実には男の働き方が変わらなければ

ダメであるし、そのためには家庭の中の女と男の関係性——女性学が提起した家父長制が変わらなければならない。

女の労働権と男の養育権（再生産権）を表裏一体のものとして、男性の単身赴任を争う裁判を担当しているがこの裁判における会社の主張や労働組合の反応、マスコミや一般市民の反響を通して、現在の日本の企業社会における女性差別の構造が明らかになってくる。このような具体的な取り組みが今、必要なのではないだろうか。

#### 女性学の視点から議論を深め、現状への具体的提案を——司会・問題提起者から

田中 和子

増大する女性雇用者の職場での男女平等への切実な要求として、また国連女性差別撤廃条約採択という国際的な流れを背景に成立が強く求められた男女雇用平等法が労・使・女性運動の綱引の結果、男女雇用機会均等法の形で施行されてからまる5年の歳月が経過した。果して均等法は、女性にとって働きやすい労働環境づくりに実効性をあげているのだろうか？

3人のパネリストには、①均等法制定時と現在における均等法への評価、②③女性の働きやすさ、働きがい、④日本の労働慣行へのゆさぶり、⑤男性側の働き方の変化の点からの女性労働をめぐる現状分析、⑥均等法を実効性あるものとし、性別役割分業の変革と男女平等を促進するための具体的方策、という3つの共通の柱をふまえ、議論を展開していただいた。各20分という時間的制約の中、3氏の具体的議論の中心は概して、②の現状分析におかれた。新規大卒者の募集・採用時における男女格差の部分的縮小など、一部に「均等法効果」がみられるものの、多くの場合、均等法が「抜け道」として使われ、男女間格差、女性内格差はむしろ拡大している……具体的な数字をあげてのアセスメントに、暗澹たる思いをかみしめた参加者も多かったことだろう。

しかし、私たちは手をこまねいてこの状況に甘んじているわけにはいかない。労働力不足、出生率の低下が「社会問題化」している今こそが、この厳しい現状を乗り越えるまたとないチャンスだとも言えるのである。本シンポジウムで提起されつつも十分に論議をつくせなかった「効率から公正へ」「多様な働き方を選ぶ権利」「家庭責任から養育権へ」「家庭と職場の性別役割分業の共時的除去」などの概念を理論的かつ批判的に深化させるとともに、それをふまえて、今回は実質的な検討が先送りとなった③の現実変革の具体的方策を女性学の立場から提起し（しまようこさんの投稿にあるアフーマティブアクションの提案もその試みの1つ）、議論をつくり、行動に移していくことが必要とされているといえよう。

#### <投稿>

おもしろくてユニークなアフーマティブアクションをしまようこ

6月15日のシンポジウム『均等法5年——女性は働き

やすくなったか』は、3名のパネリストの問題提起を聴きながらも一歩見えにくいものを探るいい機会になった。ひとつ残念なのは、どのように綿密に計画しても最後は時間切れになってしまうことである。参加者のウォーミングアップが高まったまま積み残した問題をメモして提出し、以後学会ニュースでリレートークできればいいと思う。

そのきっかけに一言投稿させていただく。パネリストの資料にも今後の課題としてアフーマティブアクションがあげられていたが、わたしたちは、余裕を持ってこの種のアクションに着手していい時期に到っているのではないか。運動に「あそび」がないと、意志を新たにしながら持続していくことが難しい。日本の社会ではこのアクションの意味が理解されにくく、「逆差別」などという見当違いの解釈でしりぞけられてしまいがちである。アフーマティブアクションをこれからの運動の前面に引き出すことは、女性差別解消への理解に迫るひとつのキポイントになると思う。

例えば、自分の職場で女性管理職が30%に達するまでは、週のうち2日は女性がそのセクションの「長」を代行することを提案する。「効率を引き下げるそんなバカバカしい策などにとんでもない」という反論を引き受けて、女性差別解消への本格的な議論が始められるだろう。「あそび」の精神をもって各地でももしろくてユニークなアフーマティブアクションを展開したい。女性運動が背後に研究の深まりをためこみながら、男の論理と効率では太刀打ちできない手ごわい存在になるために。性別役割を二分する社会のシステムに挑戦し続ける強力なアクションとして。

#### 個人研究発表より

アリス・ウォーカーの母たち

浦川 直子

1970年代以来活躍しているアリス・ウォーカー、トニ・モリソンらの米国黒人女性作家たちは、黒人女性としての伝統意識をしばしば表明している。しかし、彼女たちをなんらかの伝統の上にとづけるような研究は最近になるまで行われず、70年代以前、特に19世紀の黒人女性の作品は手にいれることも困難な状態であった。80年代になってから次々と再発見、再版された19世紀黒人女性の諸作品、特にオックスフォード大学出版局による1988年出版の『19世紀黒人文学全集』（全30巻）は、このような空白を埋め、黒人女性文学の伝統を考える上で重要な資料である。

19世紀後半以来、黒人女性は自然の情愛に欠け、性的に放縦である、醜いといったステレオタイプがはびこってきた。黒人女性の多くがこのような偏見を正し、白人を啓蒙しようとした。従って彼女たちの著作は当時盛んに読まれた白人女性による「感傷小説」の形式やレトリックを用い、ヴィクトリア朝的な白人女性の理想をその

まま受け入れて、黒人女性の白人女性と変わらぬ「女らしい」美德を強調したものである、とされてきた。

しかし、奴隷としての自らの体験を語り、女性の権利を擁護したソジャーナ・トゥルースの演説(1851)は「女らしさ」という概念の正当性自体に疑問をつきつける。また感傷小説の形式を用い、白人女性の読者に訴えることを狙ったとされているポーリーン・ホプキンスの『相争う力』(1900)、フランシス・ハーパーの『アイオラ・リロイ』(1892)などの小説や、ハリエット・ジェイコブスの自伝『奴隷の娘の身に起こった数々の出来事』(1861)では、従順、純潔、自己犠牲といった一面的な「女らしさ」イデオロギーは必ずしも全面的肯定されていない。また婚前性交渉を持った女性であっても、状況によっては非難すべきではない、といった、当時の道徳基準からすれば大胆な主張も行っている。そして女の領域を拡張し、今ある状況の中で最善を尽くす生き方をするヒロインの姿勢が肯定されるなど、いわゆる「感傷小説」からの大きな逸脱がみられる。これらの作品に共通する、前向きに生きるヒロインを描くことと、そのために既成の形式や概念を大胆に読み変え、書き変えていくという戦略が、19世紀以来の黒人女性文学の伝統の重要な部分であり、ウォーカーやモリソンに創作の力を与えてきたのである。

#### アメリカ史の中の黒人女性 ——性と人種のはざままで——

岩本 裕子

アメリカ女性史の研究対象は、長く中産階級の白人女性で、黒人女性は無視された存在であった。彼女たちが性と人種という二重の重荷を背負い、そのはざままでいかに生きてきたのかという研究は、近年アメリカにおいて急速に進み始めた。中でも、19世紀末から20世紀初頭にかけての黒人女性史研究は、きわめて重要な位置を占めていると言える。奴隷制下での黒人女性の存在、公民権運動期の黒人女性の役割などの研究に隠れて、見過ごされがちなこの時期の研究は、アメリカでは1970年代以来積極的に進められていた。

黒人史の差別待遇完成時代と呼ばれる19世紀末において、黒人女性の問題は2つに集約できた。まず、南部白人が行った黒人リンチであった。黒人女性自身に起こる機会は少なかったが、黒人全体の人間としての権利主張のために反対運動を行った。次は、女性の参政権獲得問題であった。黒人男性の公民権が州法により剝奪されていく状況を見ながら、白人女性たちとは異なった立場で、黒人女性自らのための参政権獲得運動を行った。

この時期の運動家の代表的存在となった黒人女性は、ジャーナリストで反リンチ運動家のアイダ・B・ウェルズと教育者で組織設立指導者のメアリ・C・テレルの2人であった。共に南部出身だが、生い立ちの相違(ウェルズは幼くして両親を失い、生計を一手に引き受けていた。テレルは百万長者の解放黒人の父の元、高い教育を受けた)から、活動の視点は異なっていたかも知れない

が、黒人の人間としての権利獲得及び地位向上を活動の第一目的とした点では一致していた。

ウェルズはその活動が南部白人の反感を買いながらも、分筆と講演によって、北部から英国へと反リンチ運動の活動の場を拡張した。性より人種を強調し、晩年に女性の権利獲得、組織作りの指導も行ったが、主として人種面での権利獲得に重点をおいたと言える。

他方テレルは高学歴による教育者としての活動を通して、首都に在住、早くから女性の権利獲得を主張し、参政権獲得や全米規模の黒人女性組織作りに尽力し、初代会長も努めた。長寿の人生を送り、女性の権利獲得の歴史を見守ったと言える。

世紀転換期のこの2人の活動家は、公民権運動期から現在の黒人女性たちに「ひとりの人間として一人前の女として」行動することを語りかけている。

#### 「沈黙」と「語ること」 ——日系女性作家における母と娘の関係のテーマ 小林富久子

最近米国ではアジア系女性作家が注目されているが、その一因は彼女達が今日女性学で中心的関心事となっている母娘関係を好んで主題とする点に見出されよう。特に中国系のマキシーン・キングストンとエイミ・タンは、二つの異文化にまたがる母娘間の葛藤と絆を描く作品で評判を博し、アジア系女性による母娘文学のジャンルを全米的に認知させるために大きく貢献した。両者が共に示唆するように、アジア系の人々の間では民族文化は母から娘へと伝えられる傾向にあり、故にアジア系女性作家が母娘関係の主題を追求することは、彼女達が女性としてアジア系米人として自らのアイデンティティを探索するために不可欠な営みであったことが理解される。

当然日系女性作家も自らの民族的アイデンティティの問題と関連させつつ母娘関係を扱っているが、彼女達が描く母娘間には巨大な沈黙が横たわるという共通点が見出される。第二次大戦中日系人の多くが敵国人として強制収容所へ入れられた経験を持ち、その結果、子供達同様親の世代にも、自らの民族的アイデンティティを消し去ろうとする傾向が生じ、それが母娘間に横たわる巨大な沈黙として表現されるに至ったというわけである。過去から今日に至る日系女性作家による母娘文学は、そうした沈黙を克服するための道筋を示すものといっても過言ではなく、それは、とりもなおさず、日系女性が女性として日系人として失われた自信を回復する過程としても読まれよう。モニカ・ソネやヒサエ・ヤマモト等の初期の作家の作品では埋め難いものとして存在していた母娘間の沈黙は、80年代に出されたジョイ・コガワによる『オバサン』では、初めて娘の手によって破られ、その結果娘は日系女性としてのアイデンティティをも確保するに至るのである。さらに三世詩人のジャニス・ミリキタニは、娘の説得により永年の沈黙を破って調査委員会で自らの収容所体験を語る母の姿を描いている。ここでは母娘間の絆はあらゆる抑圧された者の連帯として意

識されており、彼女達が共に外部に対して語り始めることが新しい理想的社会を築くための基盤となるという作者自身の主張が示されている。ミリキタニの作品には作者自らが参加した公民権運動とそれに次ぐ女性解放運動の成果が明白といえる。母娘関係の主題は今後も様々な角度から探求されるはずだが、ここでとりあげたアジア系女性作家達はそのための土台を築いた功労者なのだ。

## 文学の中の戦う女性像

### 市田せつ子

女性は「内なるもの」の代表として、一般には戦闘行為から遠ざけられ、また戦う姿勢は女性にとって一義的にマイナスの評価をもたらすというのが、今日の市民社会においても規範になっているのではないだろうか。ウーマンリブを攻撃するときにはその戦闘性が取り上げられ、現在のフェミニズムも、そのことばがすでに孕んでしまった戦闘的な響きを削る意図のもとに「ふえみにずむ」と書き換えられたりする。他方では、実際に女性が戦闘行為に積極的にかかわってきたという歴史もある。しかしその場合も、女性が思想をもつとすればそれは平和思想だという思い込みが強いため、女性兵士は男性の作り上げたイデオロギー機構の歯車として義務を遂行しているだけと見られ、そんなひどい義務を割り当てられた女性は「気の毒」ということになる。さて、現実を離れ、文学の上では、「女」が「戦争」に加わるというテーマは逆説的であるがゆえ、好まれたといえよう。戦争を陰で操る悪の権化である「魔女」以外の女性が戦争を導くことはいかなる状況と条件において可能だとされたのか。大別して二つの形態が挙げられる。一つは理性を越えたエロスのエネルギーが女性戦士の暴力となって現われるというパターンである。古代文明の主であるギリシア人对野蛮なアマゾンの戦いの神話とその後の文学での継承がこの項目に該当する。未開状態はまた始原の理想郷とも容易に結び付き、アマゾン達は自国内においては、男達には到底できない平和な生活を営むという、矛盾した側面を合わせ持つことになる。

もう一つの形態は神託によって祖国のために戦う女性戦士である。これはこれで、魔女とは正反対の「善」を体現するものの、現実の空間を遠ざかった存在である。シラーの描くジャンヌ・ダルクは、神託を得るために「女性」の廃棄を迫られる。彼女は純潔の誓いを通して初めて靈力を授かるのである。そこには女性を不浄と見る宗教の見解が影を落としている。しかし同時に彼女は国王の家臣らから競って求愛され、また自身も敵将に恋情を覚える。このジャンヌ・ダルクは「女性」の性をそぎ取られたばかりでなく、両性を具有した存在としても読者の前に立ちだかっている。キリスト教の禁欲と従順の教えと、エロスを体現したアマゾンという二重の背景の間隙で、神の道具ジャンヌは一時、息づくのである。

## 女性と皇后史

### 田中由布子

皇后の多くが、女性として、妻として、母として、天皇の歴史にどのように関わってきたのか、私達には知らされていない。男性中心の学問研究の中で、皇后史もまた、等閑視されてきた分野である。女性が皇后史を捉えていくということは、皇后の位置を、各時代ごとに捉えていくことであるとともに、女性が皇后の位置を通して、自分自身の位置を知ることである。それはまた、皇后自身のアイデンティティの問題としても、必要なことである。皇后は、男性支配史のトップに寄り添って生きてきたという意味では、一般女性に大きくかけ離れた歴史を歩んできているが、男性支配史の全体から見れば、一般女性と同様、やはり裏面史しか歩んでこなかった。

初代から125代までの皇后名を明らかにするとともに皇后とは、一体何なのかも明らかにする。皇后と皇位継承性について述べるとともに、皇后の扶養費について述べる。そして、皇后の経済史とは、一体何なのか、それについても明らかにする。

## 第12回総会報告

日時 1991年6月15日 16:30~17:30

場所 東京女子大学 62番教室

出席者 30名

司会 國信潤子

書記 大賀美弥子

1. 1990年度活動報告（船橋邦子）
  - ・学会ニュース第43、44、45、46号の発行。
  - ・規約第11条に基く常任幹事制の採用。
  - ・幹事会の任務分担制の採用（半数1年交替）。
  - ・学会事務の「学会事務センター」委託。
  - ・学会誌の編集。
  - ・1990年12月大会および1991年6月大会の開催。
  - ・アジア女性会議準備への協力。
  - ・代表幹事制の検討——置かない方向で検討中。  
以上承認された。
2. 1990年度会計報告（平川和子）  
別掲の通り報告、承認された。
3. 1990年度会計監査報告（賀谷恵美子・漆田和代）  
内容に間違いのないことが報告され、承認された。
4. 1991年度活動方針提案（船橋邦子）
  - ・学会ニュースの年4回発行。
  - ・学会誌の編集・刊行。
  - ・幹事の改選。
  - ・名簿の作成。
  - ・秋季大会の開催（11月16~17日 京都市国際交流会館）
  - ・春季大会の開催（1992年6月 早稲田大学）
  - ・アジア女性会議について——1992年4月2~12日にかけて開催。テーマは「創りだそう女たちのアジアを」。日本女性学会は当会議実行委員会の構成メンバーとして協力する。秋季大会は当会議のプレ・コン

1991年度 予算

収入の部

費 目	金 額	備 考
前期繰越金	370,655	
会費	1,200,000	5,000円×240人
助成金・カンパ	200,000	東京女子大学
活動収入 大会参加費 ニュース売上	50,000 15,000	
雑収入	15,000	
合計	1,850,655	

支出の部

費 目	金 額	備 考
総会・大会費	270,000	
幹事会費	200,000	12,000円×15人=180,000 その他 20,000
学会ニュース	400,000 90,000	印刷 通信
事務局費	360,000	事務センター
	30,000	その他
学会誌積立	300,000	
幹事改選費	190,000	名簿印刷 90,000 発送 50,000 その他 50,000
予備費	10,655	
合計	1,850,655	

- ファレンスとする。  
 ・代表幹事制についての検討の継続。  
 以上承認された。
5. 学会誌発行について (溝口明代)  
 締切を1991年3月まで延長し、現在リライト中。今秋出版予定。
6. 1991年度予算案 (平川和子)  
 別掲の通り提案・承認された。
7. 選挙管理委員の選出——船橋邦子、深沢純子、レベッカ・ジェニスン、館かおる、江種満子の5名に決定した。
8. 学術会議について——担当の桑原会員より、第15期の会員推薦人会議が終了した旨の報告があった (候補者加藤春恵子)。また、同会員より、日本女性学会が学術会議に参加する意義を再確認すべきとの意見が述べられた。
9. 学会規約付則の3に「本会の事務局は、1990年8月30日より、文京区弥生2-4-16 学会事務センターに設置する。(’90年8月30日規定)」の一項を加える。  
 以上

1990年度 決算報告  
 (1990.6.1~1991.5.31)

収入の部

費 目	金 額		備 考
	予 算	決 算	
前期繰越金	649,734	649,734	
会費	750,000	1,065,000	会計集金分 5,000×77人 事務センター分 5,000×136人
助成金・カンパ	100,000	20,000	
活動収入 大会参加費 ニュース売上 講演会等	100,000 30,000 20,000	238,200 7,940 0	
雑収入	10,000	14,744	預金利子
合計	1,659,734	1,995,618	①

支出の部

費 目	金 額		備 考
	予 算	決 算	
総会・大会費	150,000	272,912	春大会 261,939 秋大会 24,593
幹事会費	200,000	172,487	幹事交通費補助 12,000円×13人分
学 会 { 印刷 ニュース { 発送	300,000 90,000	350,044 45,198	No42 70,515 No43,44 127,055 No45 102,485 No46 41,300 事務センターへの入金分より 支払い
事務局費 { 事務センター その他	500,000 110,000	467,867 16,455	* 詳細は別記 雑費・通信
学会誌積立	300,000	300,000	
予備費	9,734		
合計	1,659,734	1,624,963	②

\* <1990年度事務センター費内訳>

費 目	金 額		備 考
	予 算	決 算	
初期費用	140,000	108,400	契約金 60,000 原簿引継 48,400
会員業務概算払		200,000	2回分
受付業務概算払	360,000	120,000	
会費請求書郵税		13,640	
その他		25,827	事務通信費 15,013 コピー代 2,880 印代 900 会誌発送費 7,034
ニュース発送費		45,198	No43、44、45(46未払)
合計	500,000	513,065	

1990年度収支

収入	1,995,618	①
支出	1,624,963	②
残金	370,655	

## [報告]

### 日本学術会議第15期会員推薦人会議

—— 本会候補者、第15期会員補欠に推薦される ——

日本女性学会登録の日本学術会議第1部社会学研連絡委員会（以下「社会学研連」と記す）における第15期日本学術会議会員選出に係る推薦人会議は、去る5月10日、日本学術会議5F第3部会議室において開催された。「社会学研連」の同会員定数3名に対し、第15期会員候補者数は12名であった。なお、同研連の第15期登録学術団体21の中、19団体から、23名（「日本学術会議会員の推薦の手続に関する規則」による）の推薦人居出があり、1名欠席、22名が出席した（本会から桑原が出席）。

同推薦人会議では、会員選出方法の抜本的あり方について厳しい意見交換の後、会員に推薦すべき者の選出を無記名投票方式で実施した。その結果、青井和夫、森岡清美、田原音和の三者（日本社会学会の候補者、前二者は他に関東社会学会の候補者でもある）が会員に推薦され、当学会の加藤春恵子候補は会員補欠に推薦された。

この推薦の決定にもとづき、22名の推薦人は、直ちに内閣総理大臣宛に、第15期日本学術会議会員等推薦書に署名した。同推薦書は、6月28日、日本学術会議会長により、1部から7部までの全ての研連の推薦書とともに内閣官房長官に届けられた。全体で、推薦会員210名、同推薦会員補欠122名である。

最終的に、7月22日、同推薦会員210名が、内閣総理大臣によって、会員に任命された。任期は3年（1991年7月22日から1994年7月21日まで）である。

なお、同会員210名の中、女性会員は3名（第1部 社会福祉・社会保障研連 一番ヶ瀬康子、第3部 経済理論研連 安川悦子、第6部 家政学研連 林雅子）

会員補欠の加藤春恵子さんは、社会学研連の会員に万一、事故が生じた場合に、会員に任命されることになる。

〈付記〉社会学研連第15期21登録学術団体名は次の通り。関西社会学会、関東社会学会、経済社会学会、数理社会学会、村落社会研究会、地域社会学会、西日本社会学会、日中社会学会、日本解放社会学会、日本社会学会、日本社会史学会、日本出版学会、日本新聞学会、日本女性学会、\*日本児童育成会、日本都市社会学会、日本犯罪社会学会、日本保健医療社会学会、日本老年社会学会、(社)部落問題研究所、北海道社会学会。

(注) \*印 今回、推薦人の届出がなかった学会

(文責 桑原糸子)

## [投稿]

### 湾岸戦争に関する一私見

村上 益子

学会ニュース第45号および第46号に日本女性学会有志の方々による平和への「要請書」が提示された。多国籍軍の武力行使を是とするか否かについては、日本のマスコミ、各報道機関、識者の間でも、意見は大きく違ったままである。ここでは「要請書」への異見の一つとして私見を述べてみたい。

先回の有志の方々の御意見は、結局、イラクに対する経済制裁を続行しつづけ、話し合いによる解決を計るべきだということであろう。この意見は日本の識者のなかでも相当有力な意見であり、その代表は中西輝政氏であろう。(氏は静岡県立大学教授、国際政治学、『正論』3月号、『Voice』5月号等参照、批判については『中央公論』7月号、田中明彦『世界新秩序』はなぜ霧の中なのか)を参照)しかし、経済制裁は確かに平和的手段とされ、一見残忍ではないかのようにみえるけれども、これを一定期間以上効果的につづけるときには、餓死者が出る。しかもそれは戦闘員としての軍人においてではなく、民間人のなかで死者を出す結果をもたらすものなのである。子供、病人という弱者から殺されていく。戦闘で軍人を殺すのと、戦う手段をもたぬこれら民間人を餓死させることとどちらがより残忍であろうか? 国連としては、いつまでもこのような非人道的な処置をイラクのクェート撤退の日までつづけられようとは考えられがたいことである。つまり、解決策としては無効であるということである。しかし、一方フセインはイラク人民が、たとえ何万人死亡しようとも、一向に気に掛けることはなかったであろうし、クェートの油田(未練のあまり火を放った)を諦めるようなことはなかったにちがいない。

第二に、話し合いということに関してであるが、その成否は、今回のソ連の調停行為の失敗で証明済ではないだろうか。いたずらに調停作業を長引かせることは、ソ連とイラクの不気味な結合を招く結果となるだけのことだと思う。そもそもイラクとソ連保守派(軍部)は、戦えば自分たちが勝つ、勝てないまでも五分五分には持ち堪えうると信じていた。したがって、不利な和解決を決して受け入れず、ただ時間稼ぎに走り、国連決議を済し崩しに無効にしていく対処に出たに違いない。ソ連の冷戦敗北の原因の一つにソ連国内の石油資源の減少があるが、イラクとクェートの石油はソ連にとっても魅力でないはずがない。曖昧と混沌の中にイラクの温存を計る策に出たに違いない。

いずれにせよ、今後の世界秩序について、もしいくらかでもフセインの手に主導権が残るような結末に導いていたとするならば、自由経済圏は恐ろしい不安のまえに曝されることになったであろう。つまり、1989年の世界原油確認量で中東地域は、全世界の埋蔵量の6~7割を占める。もしイラクがクェートに加えてサウジアラビアの石油資源をも支配下に置くような事態に至ったときOPECはフセインの直属機関と化し、国際石油価格はフセインの思うがままにあやつられるようになっていたであろう。日本も手持ちのドルを使い果たし、国民の年金も支払えないようなことになっていたかもしれない。まして経済力の低い国においておやである。このような事態は、果して平和を願う人の心意に叶うことなのであるか? 「砂漠を火の海とし、アメリカ兵を血の海に泳がせてやる」というフセインの挑戦の意味は、サウジアラビアの油田をも手中に納めることによって、自由経済圏の秩序を破壊し、これを窮乏に落とし込むことを狙

うものなのである。フセインの先の言葉の意味は、彼の1990年4月の演説に示されているように、冷戦の敗北によって弱くなったソ連に代わって、イラクがアラブを統合し、アメリカに対抗する勢力となるということであったのである。世界史のなかでの「歴史の逆転」という事態が起こる可能性を予想できないだろうか？独裁国に民主主義国が滅ぼされる危険は、実際に、石油という戦略物質を通じて起こりうるのである。そこが石油の恐ろしいところだと思う。石油取得をただ単に経済的利権とのみとらえることは間違いである。石油問題は、純粋な経済問題ではない。石油とは、経済的資源ではなく、すでに政治的資源となっているのである。

いままでの日本は冷戦という二極構造の秩序を利用して、二極の間をうまく泳いで偶然の経済的成功を手に入れ、更に偶然にも冷戦時代の終わりをはやめ、世界平和にも貢献した。しかし、あくまでも他国の造った秩序に依存して平和にも寄与しただけであって、自ら国際秩序を造る国として振る舞ったわけではない。今回日本に要求されていることは、この依存という受動性から、自ら秩序を造るという能動性への転換である。

往々にしてフェミニストは、男性の造った秩序およびそれを守るための武力を無差別に悪とみなす性向をもっている。しかし、暴力を激しく憎んでいたカール・ポッパーは、例外的に、次の二つの場合に限りて暴力を容認していた。第一は、専制政治に対する暴力革命の場合、ただし、この革命は自由主義的民主主義の導入のための革命に限られる。第二には、民主主義を覆そうとする企てに対して、暴力に訴えてでも抵抗する場合である。私も、このポッパーの見解に賛成である。たとえ女性であっても、自由の危機に対しては、命を賭けても戦うべきだと思う。ポーヴォワールは人間の定義を「生きるよりも、生きる理由（価値）を選ぶ」ということの上に置いた。フランスでもナチス占領下のレジスタンスのなかで、多数の女性が自由のために死んだ。男性と共通の価値＝自由のために命を賭ける女性は、人類の共同存在として男性からも尊敬される。今回の湾岸戦争においての、帰還したアメリカの女性捕虜の大胆な歩き方のなかには私はこのことを感じた。

今回の多国籍軍によるイラクへの武力行使は正義の武力とみなすことができる。しかし、これはイラクのクエート侵攻に対する国連の制裁としては正当であるとしても、実際にはアメリカの石油利権のための介入であるが故に、必ずしも正義に基づくものとはいえないとする見解もある。だがもし仮に、中東石油の利権のすべてがフセインの手に渡ったならどのようなことになったであろう。われわれが現在よりどころとしている自由経済の秩序のすべてが崩壊するだろう。だから多国籍軍の戦力によって、自由経済に基づく石油の秩序を守るという今回の試みは、フセインがすべてを握った場合に比べて、はるかに平和への願望に叶うものということができる。だからこの自由経済の秩序を守るということは、クエートへの侵略を排除することより、むしろ、より大

きな意義をもつものということができるのである。

## 幹事会・事務局より

◎幹事会ニュースから

●No. 8～9より

'91年5月11日 国学院大学第18演習室

出席者：加藤、小林、小松、田中、内藤、船橋、諸橋、渡辺、右衛門左

〈主な議事内容〉

- (1) 春季大会の内容及び役割分担
- (2) 秋季大会は11月16、17日、京都市国際交流会館にて行なう。

●No.10より

'91年6月16日 東京女子大学女性学研究所

出席者：秋山、加藤、小林、小松、田中、内藤、平川、深沢、船橋、諸橋、右衛門左

〈主な議事内容〉

(1) 6月大会の反省

入場者数 15日 最高時120人  
16日 午前中60人、午後40人

\*シンポジウムに関して

1. 課題の整理になり、収穫あった。
2. 制度的改革に向けての方向を出せずに残念。
3. 働く人のメンタリティ、統計に出ない部分、地域的なものなどへの気配りがほしかった。  
etc.

\*個人研究発表に関して

形式はよく、学会らしくなったが、ディスカッションをおいてもよかったのではないかと。

(2) 秋季大会のテーマと内容

1. 外国人労働者・女性・多様性の中の共通性。
2. 日本以外のアジアからの留学生やアジア出身の会員に加わってもらおう。

(3) 研究会について

定例研究会を恒常的に行なってはという案が出、その第1回の試みとして研究会的拡大幹事会を8月31日、9月1日に国立婦人教育会館で行なうことに決定。

(4) 担当幹事の交替

1. 新担当者：小林、小松、田中、深沢、藤枝、右衛門左、渡辺
2. 後期の分担：  
秋季大会 右衛門左、小松、藤枝  
春季大会 ('92年) 小林  
学会ニュース 深沢、田中、小林  
学会事務センター対応 内藤  
広報 (マスコミ) 対応 船橋  
調査問い合わせ対応 内藤  
日本学術会議 加藤



(5)幹事改選について

1992年早々に次期幹事会（第7期）改選のため、会員名簿を新しく作成する。

(6)代表幹事制の問題について

1. ニュースで再度これについて意見募集
2. 秋季大会で案を提出、総会で討議する。

◎会員の動向

●会員の著作紹介（到着順）

- ・水田宗子 フェミニズムの深層、講談社、1991
- ・富岡明美 Eavon Bolandの女、日本イエイツ協会報第21号、1991
- ・内藤和美、原美奈子、須藤八千代、土井良多江子 女性の自己定義——主体化とセルフ・ヘルプ・グループ活動、學苑 620、1991.6
- ・内藤和美、原美奈子、須藤八千代、土井良多江子 こどもへの性的虐待に関する調査研究、昭和女子大学女性文化研究所紀要 8、1991.6
- ・小山美沙子 Yvette-Maupassantの描いたjeune fille像、研究報告集 No.15、日本フランス語文学会中部支部、1991
- ・しまようこ 制度としてのヘテロセクシュアリズムの加害性——1989年秋のミシガン州立大学の「女性学」を学んで、大東文化大学紀要〈社会科学〉29、1991.3
- ・井上輝子、江原田美子編 女性のデータブック、有斐閣、1991
- ・小林富久子、母性の再定義——『アンクル・トムの小屋』とラディカル・フェミニズム、アメリカ文学 春季号52（日本アメリカ文学会東京支部会報）、富山房

1991.4.20

- ・秋山洋子編訳 中国女性——家・仕事・性、東方書店・
- \*その他 学陽書房刊『ニューフェミニズム・レビュー』1号、2号に本学会会員が多数寄稿。

\*この欄に情報をお寄せ下さい。

●選挙管理委員よりのお知らせ

新入会員の増加、来春のアジア女性会議などのため選挙人名簿（会員名簿）作りを早目に開始致します。同封はがきが原稿となります。必要事項をご記入の上早目にご返送下さい。尚、選挙は1992年2～3月の予定。

●1992年春季大会は、6月13、14日、東京早稲田大学で開催する予定です。

●「学会ニュース第46号」の湾岸戦争に関する要望書で「デクエアル国際連合事務総長殿」とあったのは「デクエアル国際連合事務総長」の誤りでした。

臨時総会開催のお知らせ——'91秋季大会

幹事会は代表幹事制について、春季大会の総会で提出された「代表幹事をおかないことを選ぶ」方向で引き続き検討し、秋季大会で規約改正に関する議論の場を設けるため、臨時総会を開催することに決定しました。ついては、同会へ向けて、規約第10条の規約改正についての議案を提出し、会員にはかる予定です。

会期は1991年11月17日（日）午後1時30分より  
是非ご参集下さい。

・尚、この件に関するご意見は、随時幹事会あてに、書面でお寄せ下さい。

—秋季大会のお知らせ—

- ①会期：11月16日（土） 14：00～17：00 シンポジウム—来春のアジア女性会議に向けてプレ・コンファレンスを予定  
 11月17日（日） 10：00～12：30 個人研究発表、ワークショップ  
 13：30～15：00 臨時総会 代表幹事制に関する規約改正について

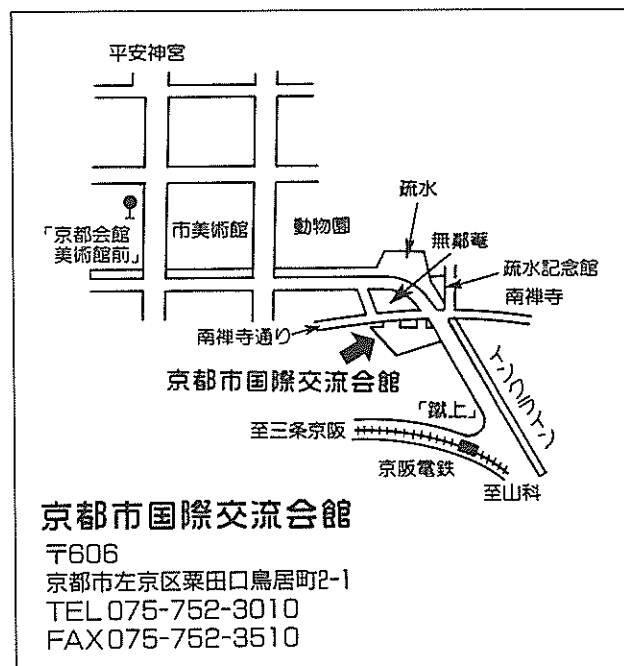
会場：京都市国際交流会館（地図参照）

- ②個人研究発表、ワークショップの希望を募集します。幹事会へご連絡下さい。  
 ③宿泊施設の予約は会員各自にてリストを参考に直接お願いします。

会期中は観光シーズンにあたりますので宿泊の予約はお早目に。

宿泊施設（比較的安い所をセレクトしてあります）

- ・京都レディースホテル（八坂神社付近）  
☎075-561-3181
- ・農林年金会館—パストラル（金閣寺付近）  
☎075-462-7746
- ・平安会館（京都御所付近）  
☎075-432-6181
- ・京都私学会館（京都御所付近）  
☎075-441-9161
- ・堀川会館（二条城付近）  
☎075-432-6161
- ・弥生会館（二条駅付近）  
☎075-841-8411
- ・大学生協京都会館コープイン・キョウト  
（柳馬場蛸薬師上ル）  
☎075-256-6600
- ・アピカル・イン京都（松が崎）  
☎075-722-7711
- ・かんぼーる京都（松が崎）  
☎075-721-3111
- ・長楽館（円山公園付近）  
☎075-561-0001
- ・京都トラベラーズ・イン（平安神宮付近）  
☎075-771-0225
- ・京都婦人センター（府立植物園付近）  
☎075-791-3871
- ・ホリデー・イン京都（高野）  
☎075-721-3131



- 電車利用  
京阪電鉄京津線「蹴上」下車、徒歩4分
- バス利用  
市バス5・27・32・46系統「京都会館美術館前」下車、徒歩6分  
市バス東6・東9系統、京阪バス「蹴上」下車、徒歩4分

編集後記

幹事会での前期、後期の交代の節目にあたり、今号の編集には前号まで担当の諸橋さんのお手を大幅にわずらわせました。夏休みもあって印刷・発行も予定より大幅に遅れ、申し訳ありません。8月31日、9月1日と国立婦人教育会館で行なう研究会を兼ねた幹事会に会員諸氏の参加を大幅に呼びかけたかったのですが……。もし間に合ったら、是非、ご参加下さい。次号では、秋季大会のテーマとともに、その内容もご報告します。では夏バテせぬよう…!! (F, K, T)